

答申

令和元年（2019）10月2日付で諮問された「令和元年（2019）7月26日付け公文書不存在通知書（自振第197号）」による処分に対する審査請求の件（総務第522号）について、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は棄却されるべきである。

第2 出雲市情報公開条例（平成17年出雲市条例第4号。以下「本条例」という。）第5条の要件充足性について

1 はじめに

本条例第5条は、公文書の公開をできるものとして5つの区分を掲げている。

審査請求人は、2019年7月17日付で、実施機関に対し、本条例第9条の規定により、「平成28年4月5日の公文書公開請求において平成30年4月26日に鶺鴒コミュニティセンターで閲覧した際、自治振興課の▲▲課長補佐がUSBメモリースティックで保存した、鶺鴒コミュニティセンターの電磁的データの全て」について開示を求める公文書公開請求（以下、「本件公開請求」という。）を行った。

その際、審査請求人は、本条例第5条の定める請求者の区分について、同条第1号の「市内に住所を有する者」に該当するものとして公文書公開請求書に記載していた。

ところが、令和2年（2020）10月19日付「審査請求人の住所について（報告）」により、実施機関から、審査請求人が本件公開請求の時点において、出雲市内に住所を有していなかったとの情報に接した旨の報告があったことから、本件公開請求について、本条例第5条の要件充足性を検討する必要性が生じた。

2 本条例第5条第1号の要件充足性について

当審査会は同号の要件充足性について検討するため、令和3年1月6日

付「住所の確認について」により、審査請求人に対し、住所に関する照会を行ったが、これに対する回答が得られなかったため、本条例第21条第4項に基づき、出雲市に対し、審査請求人の住民票の提出を求めた。

提出された住民票を確認したところ、本件公開請求以前の日である平成29年6月6日に出雲市から転出していることが判明した。

そこで、当審査会は、令和3年3月22日付「審査請求に係る弁明の機会の付与について」により、審査請求人に対し、住民票の記載に基づけば本件公開請求日時点において本条例第5条第1号の要件を充たさないと考えざるを得ないとして、弁明の機会を付与した。

これに対し、審査請求人は、2021年4月23日付弁明書を当審査会に提出し、「住所」とは住む所だけではなく所有又は借りている建物や土地も含まれる、2018年5月14日以降「90件ぐらい」の公開請求を「市内に住所を有する者」として行っているが出雲市長は異議なく認めていたなどと弁明した。

しかし、「住所」について、民法第22条は生活の本拠をいうものとして、本条例においては単に占有権原のある建物を市内に有することで足りると解すべき理由はなく、また、実施機関が本件公開請求時において補正を求めなかった点について審査会が審理の対象とすることが許されないと考えるべき理由もない。

そのほかに、審査請求人が住民票に記載の平成29年6月6日以降も市内に生活の本拠をおいていたと考えるべき事実は見当たらないから、審査請求人は、本件公開請求日時点において本条例第5条第1号の要件を充足していなかったものと考えざるを得ない。

3 本条例第5条第2号の要件充足性について

- (1) 次に、審査請求人は、2021年4月23日付弁明書において、市内(出雲市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇)において●●●●●●●●を経営しているとして、本条例第5条第2号の要件を充たす旨主張するので、同号の要件充足性について検討した。
- (2) この点について、実施機関に反論を求めたところ、令和3年7月30日付反論書において、①●●●●●●●●の運営主体は、鶺鴒地区の住民らを主

たる構成員とする任意団体であるか、少なくとも●●●●●●の店舗建物の平成24年2月23日付建物賃貸借契約書の契約主体である▲▲▲▲▲氏であって、審査請求人ではない、②●●●●●●は平成28年10月1日以降営業しておらず、●●●●●●の店舗として使用されていた建物（以下、「本件建物」という。）には公開請求日時点において営業所としての実態が認められないため、審査請求人は同号の要件を充足しないと主張した。

- (3) さらに、審査請求人に対し、上記(2)の実施機関の反論に対する意見を求めたところ、2021年9月17日付意見書において、①●●●●●●は審査請求人と▲▲氏と二人で運営していること、②鷺浦地区の区長などから嫌がらせを受けたことから平成28年10月から●●●●●●を休業しているが、営業を再開するために平成31年4月に調停、訴訟といった法的手続を始めており、これらは●●●●●●の運営の一部であること、●●●●●●は出店の形式で営業を継続していることなどの主張があった。
- (4) 本条例が「事務所又は事業所を有する」と定めている以上、同号は、単に公開請求者が出雲市内に占有権原のある建物を有するというだけではならず、当該建物が公開請求日時点において事務所又は事業所として使用されている実態を要求しているものと解すべきである。
- (5) 本件建物において●●●●●●が平成28年10月以降営業を行っていない点については争いがない。

そこで、審査請求人の主張についてみると、法的手続をとっているとの点については、審査請求人提出の疎明資料上、審査請求人も▲▲氏も松江市を住所地として訴訟を迫行しており、また、出店の形式で営業を継続しているとの点については、審査請求人提出の疎明資料上、いつどこ（出雲市内であるか否か）で出店を行ったのかが不明であるため、本件建物が公開請求日時点において事業所として使用されていたと考えるべき要素とはならない。

さらに、出雲市において▲▲氏が取得した飲食店営業の営業許可は平成29年5月31日で有効期間が満了しており、審査会において調査した

ところ、その後更新もされていないことから、遅くとも営業許可の有効期間が満了した平成29年6月1日以降については本件建物が●●●●●●●●の事業所として使用されていた実態は認められない。

よって、●●●●●●●●の経営主体が審査請求人であるかを検討するまでもなく、本件公開請求日時点において審査請求人は同号の要件を充足していない。

4 本条例第5条第5号の要件充足性について

(1) 次に、審査請求人は、2021年4月23日付弁明書において、本条例第5条第5号の要件を充たす旨主張するので、同号の要件充足性を検討した。

(2) 同号の定める「前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有する者」とは、実施機関が行う事務事業により、自己の権利、利益等に直接影響を受け、又は直接影響を受けることが確実に予測される個人又は法人その他の団体をいい、同号に基づいて公開の請求ができる公文書は、当該利害関係に関する公文書に限られる。

(3) 本件公開請求において、審査請求人が公開を求めた公文書は、「平成28年4月5日の公文書公開請求において平成30年4月26日に鶺鴒コミュニティセンターで閲覧した際、自治振興課の▲▲課長補佐がUSBメモリースティックで保存した、鶺鴒コミュニティセンターの電磁的データの全て」である。

そして、本件審査請求の趣旨は、「2019年7月17日付け公文書公開請求により請求した公文書の公開」というものである。

(4) 審査請求人は、「当方の2016年4月5日の出雲市長への情報公開請求において、2018年4月26日の閲覧の際、出雲市自治振興課の▲▲課長補佐はUSBメモリースティックでコミセンのセンター長及び職員が作成した運営委員会等についての対象公文書を保存しました。当方は当該公文書の公開及び閲覧を請求する権利があります。」と利害関係に関する主張をしている。

これに対し、実施機関は、審査請求人の主張する事実は認めるが、USBに保存した当該データは審査請求人の同意を得て全て削除したと述べ、

さらに、利害関係に関する審査請求人の主張は、USBに保存された各対象公文書に対する利害関係を主張するものではなく、利害関係を認めることはできないなどと主張している。

上記のとおり、2018年4月26日に公文書公開手続としての閲覧の際に、審査請求人の求めに応じ、担当課職員であった▲▲氏がUSBメモリースティック内にコピーを作成する方法で本件審査請求の対象公文書（以下「本件公文書」という。）を作成したことに争いはない。

実施機関の職員が自己の執務の便宜のためにコピーを作成したに過ぎないのであれば別論、本件のように、実施機関の職員が市民の要求に応じてコピーを作成した場合においては、コピーを作成する行為自体が、対外的な性質をもつものであり、実施機関の事務事業と言わざるを得ない。

したがって、当該コピーの作成を求めた張本人である審査請求人は、当該事務事業との間で当然に利害関係を有する。

また、本条例第5条第5号に基づき公開請求のできる公文書は、当該利害関係と関連性を有する公文書に限られるが、上記のとおり、本件公文書は、審査請求人の求めに応じて作成されたものであるから、当然に当該利害関係と関連性を有する。

この点、実施機関は、USBに保存された各対象公文書に対する利害関係がなければ本条例第5条第5号に該当しないと主張するものようである。

しかし、上記のとおり、本件の事情においては、コピーを作成する行為自体が実施機関の事務事業といえるのであり、職員個人が取得したにとどまるものではなく、組織として取得したものであるから、当該コピーは、原本から独立して独自の公文書性を獲得するに至っているというべきである。

そして、公文書と利害関係の関連性を判断するにおいて、当該公文書の取得経緯が考慮要素に含まれないと解する理由もない。

よって、実施機関の上記主張は失当である。

5 結論

以上のとおりであるから、審査請求人は、本件公文書との関係において、

本条例第5条第5号の要件を充足すると認めることができる。

第3 本件公文書の不存在について

- 1 前記第2に記載のとおり、当審査会は、本件公文書との関係において、本条例第5条第5号の要件を充足すると認めたため、実施機関に対し、USBメモリースティック内に保存した本件公文書が残されていないか、削除したとすればどのような理由であったか等について照会を行った。

実施機関によれば、審査請求人からセンター長等が情報を隠蔽、改ざんする恐れがあるため複写保存するよう求められたことから本件公文書を作成したが、組織的に共用していないセンター長が作成途中の文書などのパソコン内データをUSBに複写保存することは、文書管理上誤った対応であったと考えたことから、本件公文書が作成された機会となった公文書公開手続が終了した平成30年7月頃には削除したとのことであった。

情報の隠蔽、改ざんの恐れを懸念する審査請求人の求めに応じて本件公文書を作成したが、公開手続が終了し当該懸念が解消したと考えられる時期に削除したとの実施機関の主張に不自然な点はなく、また、本件公文書が未だ存在していることを疑うべき事情もない。

- 2 よって、本件公文書が存在するとは認められないから、本件審査請求は棄却すべきである。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	内 容
令和元年10月2日	実施機関から出雲市情報公開審査会に諮問
令和5年8月31日 (第1回審査会)	審議
令和5年9月20日 (第2回審査会)	審議
令和5年10月19日 (第3回審査会)	審議
令和5年11月20日 (第4回審査会)	審議
令和5年11月20日	出雲市情報公開審査会から答申

(出雲市情報公開審査会委員名)

板垣正和、大國暢子、加藤智崇、多久和淑子、原量範、山本樹